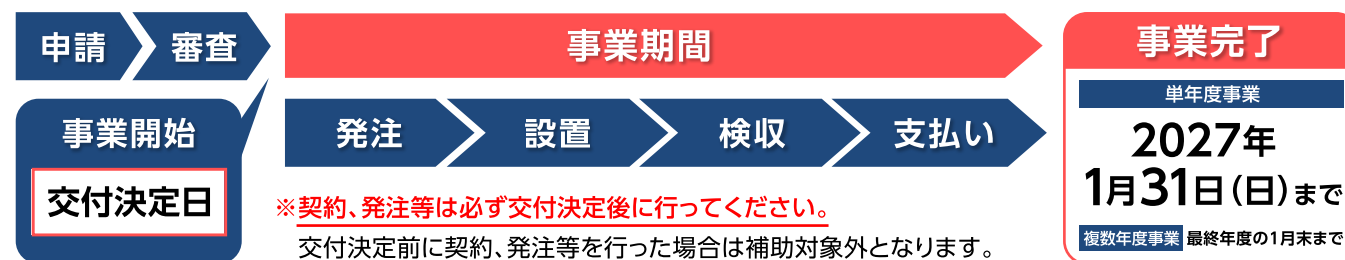


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

三次公募	公募期間	2026年8月20日(木)～9月28日(月)
	交付決定	2026年11月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2030年1月31日)まで	



留意事項

- 当資料は3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	先進枠	03-5565-3840
	一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
	サプライチェーン(SC)連携枠	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(III) GX設備単位型／(III) 設備単位型	ナビダイヤル	0570-01-5116
	IP電話からのお問い合わせ	042-303-0855
(IV) エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。	03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

3次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と **設備単位型** の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。



(IV) エネルギー需要最適化型

見える化や運用改善により、省エネを図る事業

(I) 工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業

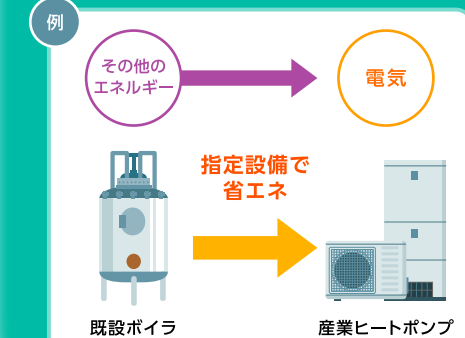
(III) GX設備単位型／(III) 設備単位型

SIIが高効率な設備として公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



(II) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業



3次公募期間

2026年8月20日(木)～2026年9月28日(月)

SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは省エネ・非化石転換補助金の概略を説明するものです。申請にあたっては**必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。**

事業区分		(Ⅰ) 工場・事業場型				(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型		(Ⅲ) GX設備単位型／(Ⅲ) 設備単位型※6							
		先進枠		一般枠	中小企業投資促進枠			サプライチェーン連携枠	従来枠	メーカー強化枠	トップ性能枠				
事業要件		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した 先進設備・システム へ更新等する事業		機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する オーダーメイド型設備 、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として公表した 指定設備 へ更新等する事業		サプライチェーン上の 4者以上 が 共同で立案した設備更新計画 を支援する事業 その他、事業要件は「一般枠」「中小企業投資促進枠」と同じ		指定設備を用いて、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、 電化や脱炭素目的の燃料転換 を伴う指定設備等へ更新等する事業		SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した 指定設備 へ更新する事業		従来枠の事業要件に加えて、 GX要件を満たしたメーカーの指定設備 へ更新する事業		GXへの取り組みを表明しているメーカーの指定設備のうち、SIIが設置した第三者委員会が定めた「 トップ性能基準 」を満たす設備を導入(更新・新設)する事業	
GX要件	補助事業者	必須		必須		必須		必須		必須		必須		必須	
	メーカー等※7	—		—		—		—		—		必須		必須	
対象設備		先進設備・システム		オーダーメイド型設備又は指定設備		大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。		以下の設備区分に該当する指定設備 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象となる。ヒートポンプ、水素対応設備など、一部機器について併用を認める。(但し、併用する場合でもあっても将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことも求める) ※水素対応設備については改造・新設・併用も対象。(詳細は公募要領を要確認)		ユーティリティ設備 ① 高効率空調 ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付きLED照明器具 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン		以下の設備区分に該当するトップ性能設備 ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・高性能ボイラ ・低炭素工業炉 ・産業用モータ			
更新/新設		更新		更新		更新		更新		更新		更新		新設	
申請要件(省エネ要件)※1		工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率： 30%以上 ・省エネ量+非化石使用量： 1,000kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率： 15%以上 (注) ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせると上記要件を満たすことも可とする。		工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率： 10%以上 ・省エネ量+非化石使用量： 700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率： 7%以上 (注)		工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率： 7%以上 ・省エネ量+非化石使用量： 500kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率： 5%以上 (注)		工場・事業場単位においてそれぞれの事業者が以下の要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率： 5%以上		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率： 10%以上 (非化石の場合、省エネ率+非化石転換率) ・省エネ量： 1kl以上 (非化石の場合、省エネ量+非化石使用量) ・経費当たり省エネ量： 1kl/千万円以上		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率： 10%以上 ・省エネ量： 1kl以上 ・経費当たり省エネ量： 1kl/千万円以上		普及型製品や従来枠の指定設備と比してさらにエネルギー消費率の高い、トップ性能設備を導入する事業であること。	
指定要件		※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせると上記要件を満たすことも可とする。		指定設備は、以下のいずれかを満たすこと。また、オーダーメイド型設備は③のみ満たすこと。 ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上		(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー消費量が増加する事業に限る。 ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。									
補助対象経費		設計費・設備費・工事費		設計費・設備費・工事費		設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。		設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。		設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。		設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。		設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。	
補助率	中小企業者等※2	2/3 以内		1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内		1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内		1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内		1/2 以内		1/3 以内		1/5 以内	
	大企業※3 その他※4	1/2 以内		1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		対象外		1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/2 以内		1/3 以内		1/5 以内	
補助金限度額※5	単年度事業	【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)		【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)	
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)	
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)	

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の活用により効率的に省エネが可能

事業区分	事業要件等	補助対象経費／補助率	補助金限度額
(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・EMSを活用した省エネのEMS活用計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)	中小企業者等 ：設計費・設備費・工事費の 1/2 を補助	【上限額】 1億円/事業全体
④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入※8		大企業、その他 ：設計費・設備費・工事費の 1/3 を補助	

※1 (Ⅰ)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。
また、「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要領等を確認すること。

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。
※5 複数年度事業における年度当たりの補助金上限額は15億円(非化石転換の場合は20億円)とする。
また(Ⅰ)型の補助金下限額は、100万円/年度(複数年度事業の場合は初年度を除く)。(Ⅱ)～(Ⅳ)型の補助金下限額は30万円/事業全体。
※6 省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を、SIIが指定するフォーマットにて策定し提出すること。
※7 メーカー等とは、製品型番登録申請を行う製造事業者。
※8 EMS導入を検討する際は、「デジタル・AI技術による省エネ・生産性向上に向けた手引き」を参考資料として確認すること。
参考:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/ai/digital_ai_tebiki.html(経済産業省のウェブサイト)